

平成 29 年度

# 福生市男女共同参画実施計画進捗状況一覧表

協働推進課 男女平等推進担当

### 達成度

- A : 概ね達成できた 100~80%
- B : やや不十分であった 80未満~60%
- C : 不十分であった 60%未満
- D : 未実施

## 第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

### 1 男女平等意識の推進 > (1)男女共同参画に関する広報・啓発の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
1 - 1 - 1 男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	広報紙・ホームページによる啓発	男女共同参画社会に関する記事や情報を広報紙・ホームページに掲載していく。	広報紙や情報誌、HPや情報メールなど各種広報媒体を活用し、男女共同参画に関する様々な情報（ワーク・ライフ・バランス、DV、女性活躍推進法など）の効果的な提供を図る。	定期的な啓発	定期的な啓発	A : 100～80%	広報ふっさや男女共同参画情報誌「あなたとわたし」、HPなど各種広報媒体を活用し、男女行動参画に関する情報提供を行い、啓発を図った。	継続	協働推進課
	男女共同参画情報紙の発行	年3回、男女共同参画情報誌A4(4ページ)「あなたとわたし」を発行し、各戸配布する。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協働して企画・取材し、市民の視点を活かした身近なテーマから男女共同参画意識を広めるための情報誌を作成する。年3回発行。	年3回発行	年3回発行	A : 100～80%	男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を市民編集員と市との協働により作成し、全戸配布を行った。29年度は、男女の働き方、イクボス・ケアボス、ジェンダーギャップをテーマに市民への意識啓発を図った。	継続	協働推進課
	男女平等の視点に立った市刊行物発行のためのガイドラインの普及	ガイドラインを普及する。	府内HPやVAISTAFFを活用し「男女共同参画 表現ガイドライン」の府内周知に努め、市刊行物を発行する際の活用を促進する。	随時	随時	B : 80未満～60%	市の刊行物等を作成する際の参考としてもらうため、「男女共同参画表現ガイドライン」をキャビネットに掲載している。掲載から年数も経過しているため、内容を見直す必要がある。	継続	協働推進課
	法律や制度の理解の促進	ポスターの掲示・パンフレットの配布、ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	国・都からの資料の配布やポスターの掲示を行うとともに、広報やHP、情報誌等による情報提供を行い、周知に努めていく。	随時	随時	A : 100～80%	法律や制度の周知が図られるよう、ポスターやチラシ、内閣府発行の啓発冊子「共同参画」等の設置等を行い、情報提供を行った。	継続	協働推進課
	行動計画の周知	ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	広報や情報誌・HP等に行動計画や実施計画の内容をわかりやすく掲載するとともに、各公共施設に行動計画を配置する。	随時	随時	A : 100～80%	ホームページへの掲載や図書館、公民館などへの配置等により、行動計画の周知を行っている。今後は、内容についても更に理解してもらえるよう努めていく。	継続	協働推進課
1 - 1 - 1 - 2 男女共同参画に関する交流の場の形成	男女共同参画フォーラムの充実	女性・男性問題をテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施する。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての男女共同参画フォーラムを、市民参加の実行委員会形式でを実施する。	市民参加の実行委員会方式で実施	実行委員会14回、延べ参加者101人 男女共同参画フォーラム32人参加	A : 100～80%	第26回男女共同参画フォーラム「CMに登場する女と男、その好き？」を実施。CMを題材にしてメディアが取り上げる性のイメージに視点を当て、男女共同参画社会の課題を考え合った。	継続	公民館
	男女共同参画セミナーの実施	男女共同参画セミナーを実施する。	男女共同参画について理解し、意識を深めるためセミナーを行う。	50人 (年間延べ参加者)	40人	A : 100～80%	町会・自治会関係者などをはじめ、市民を対象に、男女共同参画の視点から見た避難所運営をテーマとしたセミナーを開催し、市民啓発を行った。	充実	協働推進課

## 第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

### 1 男女平等意識の推進 > (2)男女共同参画に関する情報収集と提供

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
1 - 1 - 2 - 1 男女共同参画推進のための情報の収集と提供	男女共同参画に関する資料収集の充実	男女共同参画に関する図書等の資料収集を図る。	男女共同参画関連資料の蔵書数	115冊	126冊	A : 100～80%	男女共同参画に関する資料等の収集につとめた。今後も引き続き資料の収集につとめる。	継続	図書館
	男女共同参画に関する資料の提供	男女共同参画に関する情報提供を行う。	輝き市民サポートセンターの情報コーナー、市役所情報スペースに資料等を配置し、男女共同参画についての啓発活動に努める。	随時	随時	A : 100～80%	輝き市民サポートセンターの情報コーナーや市役所に、冊子、DVD、ポスター、チラシ等を配置し、啓発活動に努めた。	継続	協働推進課
			男女共同参画に関する展示の実施	年1回	年1回	A : 100～80%	男女共同参画週間に図書等の展示を実施した。今後も実施する。	継続	図書館
1 - 1 - 2 - 2 男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	計画年度内に実施する。	男女共同参画行動計画（第6期）の策定に反映させるため、平成31年度に実施する市民意識実態調査の準備を行う。	調査結果を公開する	平成31年度に実施予定	A : 100～80%	各自治体の市民意識調査の資料の収集を行った。平成31年度に、市民意識実態調査を実施し、次期行動計画の策定に反映させる予定。	継続	協働推進課
	男女共同参画社会の形成に向けた労働実態調査の実施と公開	関係機関との連携をとりながら検討していく。	商工会や青梅線沿線地域産業クラスター協議会等との連携をはかり実態調査の実施や有効活用を検討する。	検討回数 年1回	担当課による検討を行った	B : 80未満～60%	検討状況としては担当者によるものに留まっており、労働実態調査等の具体的な実施の検討までは到っていない。	継続	シティセールス推進課
			都や国の調査結果等を利用して各企業の取組や実態を調査研究する。	随時	随時	B : 80未満～60%	国や都の調査結果等の収集を行ったが、各企業の取組や実態の調査研究までは至っていない。今後、調査研究に努め、次期行動計画の策定に活せるものとする必要がある。	継続	協働推進課

## 第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

### 1 男女平等意識の推進 > (3)多文化共生に向けての男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
1 - 1 - 3 - 1 国際理解、交流の推進	国際理解教育の推進	重要な人権課題として、「国際理解」についての人権教育を一層推進する。	小学校英語活動及び中学校英語においてALTを活用した授業を行うとともに、総合的な学習の時間等において国際理解教育の充実を図る。	1回（国際理解教育の教育課程上の位置づけ）	1回（国際理解教育の教育課程上の位置づけ）	A : 100～80%	小学校英語活動及び中学校英語においてALTによる授業を行うとともに、総合的な学習の時間等において国際理解教育の充実を図った。	継続	教育指導課
	国際理解のための講座等の開催	国際理解のための教育・学習機会の提供など、市民の国際交流を推進し、市内在住外国人が、地域で充実した生活が送れるよう、支援の充実を図る。	国際理解に向けた公民館講座の実施と外国人支援を行うサークルの支援を図っていく。	講座の実施サークルの支援	講座2コース 4回実施	A : 100～80%	多文化共生講座2コース実施、述べ42人参加 外国人をサポートする「ゆうあいふっさ」の活動を支援した。	継続	公民館
	国際理解及び交流の機会の提供	国際理解のための情報提供を行う。	国際理解が広く浸透するよう、HPや情報誌、施設の情報コーナーなどを通じて情報提供を行い、理解の啓発に努める。	定期的な啓発	定期的な啓発	A : 100～80%	国際理解のための情報や資料を収集し、輝き市民サポートセンターで、随時、情報提供に努めた。国際交流分野での登録団体が増えるよう働きかけていく。	継続	協働推進課
	リーダー養成のための学習機会の提供	福生市英語教育推進計画で掲げるグローバル人材としての資質を養うことを目的として、「ふっさっ子グローバルヴィレッジ」を実施する。	他国の人々と交流することによって異文化を学び、自国の文化を伝えることで国際交流を図ると同時に相互理解を深め、福生市英語教育推進計画で掲げるグローバル人材としての資質を養うこととする。小学5・6年生及び中学生を対象に、夏季休業中の4日間、国内の宿泊施設において実施。	40名 (年間参加者数)	37名 (小学生19名、中学生18名)	A : 100～80%	平成29年7月22日（土）～25日（火）の3泊4日市内在住の小（第5・6学年）・中学生37人が、埼玉県児玉郡神川町で英語での体験学習及び異文化交流を行った。	新規	生涯学習推進課
1 - 1 - 3 - 2 平和活動の推進	平和に関する資料の収集と提供	郷土資料室において、企画展として、平和に関する資料を展示していく。	7月中旬から9月中旬開催予定。	年1回（平和展の実施回数）	1回	A : 100～80%	福生市郷土資料室企画展示「平和のための戦争資料展」を、平成29年7月15（土）～9/18（月）の期間で開催した。	継続	生涯学習推進課
	平和に関する啓発事業の充実	平和のつどいを開催する。また、企画段階における市民参加を考えていく。	市民で構成する企画委員会とともにテーマ、実施方法等も含め検討し、実施する。	40% (平和のつどい企画委員会における女性委員の比率)	平和のつどい企画委員7人中、女性委員3人（43%）	A : 100～80%	企画委員会とともに検討を重ね8月13日（日）「市民が語る福生 語り継ぐ昭和」をテーマとし、市民会館小ホールで平和のつどいを開催した。来場者260名	継続	総務課
	平和に関する講座等の開催	平和に関する意識を高めるため、各種講座、講演会等を上映する。	公民館各館において平和講座・講演会等を実施する。	公民館3館で実施	講演会等 6回 パネル展 2回	A : 100～80%	各館で平和に関する事業を行った。 ・講座「市民が語る平和」 ・講座、パネル展ヒロシマ・ナガサキ「原爆と人間」 ・パネル展「3.10東京大空襲」 ・平和講演「私の少年時代の戦争体験談」 (松林分館) ・平和なとき（平和に関する絵本の朗読） ・講演会「シベリア抑留体験談」 (白梅分館) ・平和映画会「千羽づる」	継続	公民館

## 第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

### 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 > (1)学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
1 - 2 - 1 - 1 教育内容の充実	男女平等教育の指導目標への位置付け	あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する基本方針に基づき、取り組んでいく。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を講習し積極的に活用を図る。	100%（小・中学校における人権教育の実施状況）	100%（小・中学校における人権教育の実施状況）	A : 100～80%	教育課程編成の基本方針及び人権教育推進の全体計画・指導計画において位置付けた。	継続	教育指導課
	東京都等の指導資料の活用	人権教育プログラム（都教育委員会）を積極的に活用し指導の充実をしていく。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を講習し積極的に活用を図る。	100%（小・中学校における「人権教育プログラム」の活用率）	100%（小・中学校における「人権教育プログラム」の活用率）	A : 100～80%	東京都教育委員会の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を講習し積極的に活用を図った。	継続	教育指導課
	男女平等の視点からの教材の見直し	人権課題「女性」への正しい理解を図るために、男女平等教育にかかわる、教材の見直しを男女共同参画の視点に配慮しながら行っていく。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を講習し積極的に活用を図る。	100%（小・中学校の男女平等教育における東京都指導資料の活用状況）	100%（小・中学校の男女平等教育における東京都指導資料の活用状況）	A : 100～80%	副校長会や教務主任会等で「人権教育プログラム」を活用し、学校行事の適正な運営を図るとともに校内研修の充実を行った。	継続	教育指導課
	性教育の充実	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、指導計画を作成し、指導の充実を図る。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を指導し積極的に活用を図る。	100%（小・中学校における性教育の実施状況）	100%（小・中学校における性教育の実施状況）	A : 100～80%	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図った。	継続	教育指導課
	男女平等の視点からの生活指導・進路指導の実施	生活指導主任会・進路指導主任会の中に、男女平等教育に係る研修を位置づけ、指導の充実を図る。	「人権教育プログラム」を活用し、生活指導主任会・進路指導主任会に位置付ける形で、男女平等教育に係る研修を実施する。	100%（生活指導主任会・進路指導主任会における研修の実施）	100%（生活指導主任会・進路指導主任会における研修の実施）	A : 100～80%	「人権教育プログラム」を活用し、男女平等教育に係る研修を生活指導主任会・進路指導主任会に位置付けた。	継続	教育指導課
	幼児教育・保育にあたる職員の意識啓発	男女平等の理解を正しい知識を持つための職員への情報提供を行う。	子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持つことがないよう、人権を尊重した幼児教育・保育が行えるよう保育園等に対して職員の意識啓発を行うように依頼する。	16園	16園	A : 100～80%	「保育所保育指針」により「性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮」した保育を行うこととされており、園長会で、確認、理解を進めるとともに職員への周知徹底を行った。	継続	子ども育成課
	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の紹介	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の購入と充実を図り、情報提供を行う。	児童書での男女共同参画に関する展示実施回数	年1回	1回	A : 100～80%	男女共同参画週間に展示を実施した。今後も実施する。	継続	図書館
	男女共同参画社会形成のための子ども向けガイドブックの作成	小学5年生と中学1年生を対象に、男女共同参画の内容について啓発・促進するためのガイドブックの作成と配布を行う。	対象学年（小学5年生と中学1年生）に、男女共同参画啓発用ガイドブックの作成、配布を行う。	対象学年への配布・啓発	小学生用 500部 中学生用 500部	A : 100～80%	小学5年生と中学1年生向けに、男女共同参画啓発用ガイドブックを作成、配布し、啓発に努めた。	充実	協働推進課
1 - 2 - 1 - 2 学校運営の充実	学校行事の見直し	望ましい男女共同参画社会の実現に向けた学校行事のあり方や教員研修の改善を図る。	副校長会や教務主任会等で「人権教育プログラム」を活用し、学校行事の適正な運営を図るとともに教員の研修の充実等を行う。	年1回（各学校の教育課程編成段階における男女平等教育の視点からの学校行事の見直し回数）	1回（各学校の教育課程編成段階における男女平等教育の視点からの学校行事の見直し回数）	A : 100～80%	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図った。	継続	教育指導課

## 第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

### 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 > (2)男女共同参画に関する社会教育の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
1-2-2-1 学習機会の提供の充実	男性の家庭参加の促進に向けた講座の開催	男性の家庭参加の促進に向けた各種講座を開催する。	男性の家庭参加促進に向けた講座を2事業実施する。	講座1コース実施(各年度)	親子の食品ロス講座1コース1回、参加者13人	A:100～80%	親子で食品ロスについて考える講座「ああ…もつたいない！食べられるのに捨てられてる」講座を実施した。	継続	公民館
	保育室併設講座・託児つき事業の実施	子育て中の母親にスポーツする機会と環境の整備を整え、学習活動の支援をする。	【福生地域体育館】楽しいフラダンス、シェイプアップヨガの2教室及びバドミントン、インディアカ、トレーニング等競技利用者に対して実施する。	4200人(年間延べ参加者)	4,179人	A:100～80%	福生地域体育館において、フラダンス、シェイプアップヨガ等3教室及びトレーニング室等の利用者に対し実施 全198回実施した。	継続	スポーツ推進課
		子育て中の母親の学習機会を支援する。	子育て中の母親の学習機会として保育室併設講座3コース、託児付講座5コースを実施する。	保育室併設講座3コース、託児保育付講座5コース実施(各年度)	・保育室併設講座3コース48回、延べ参加者数490人 ・託児保育付講座5コース29回、延べ参加者数351人 ・親子対象事業2コース5回、延べ参加者数97人	A:100～80%	保育室併設講座や託児付講座については、子育て期の母親の学習を支援するため保育室を併設し、継続して実施している。 親子対象事業については、母と子が一緒に活動できる場とした。 今後も母親の学習を支援し、子育てや家庭での男女共同参画、仲間作りや学習の深化につなげていく。	継続	公民館
	社会教育活動、市民活動の推進	市民の学習機会を広げるため、活動実施のための場の提供や講師派遣の援助、講座・教室の開催、相談の受付を行う。	市民の学習機会を広げるため、活動の場の提供や講師派遣の援助、講座・教室の開催、相談の受付を行うほか、公民館資料室の充実を図る。	随時実施	講師派遣援助事業6団体実施	A:100～80%	公民館サークルが行う一般公開事業を対象に講師派遣援助事業を実施し、学習機会のひろがりにつなげた。	継続	公民館

## 第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (1)家庭と仕事の両立に対する理解促進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2 - 1 - 1 - 1 ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・発信	ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	ワーク・ライフ・バランスの考え方方が広く浸透するよう、広報やHP、情報誌やDVD上映、施設の情報コーナーなど多様な手段や機会を通じて情報提供し、国や各自治体発行の資料の提供を行う。	定期的な啓発	定期的な啓発	A : 100～80%	男女共同参画週間に、市役所ロビーで啓発用DVDを上映、広報での啓発、輝き市民サポートセンターに関連図書を設置し、情報の提供・発信を行った。	継続	協働推進課
		情報の提供と発信を行い、啓発に努める。	窓口や事業等を通して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供するとともに啓発に努める。	定期的な啓発	定期的な啓発	A : 100～80%	窓口や事業、情報誌等を通して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、啓発に努めた。また、9月27日に全管理職が「イクボス・ケアボス宣言」を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、推進を図った。	新規	各課
	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集	国や各自治体発行の資料収集を図る。	国や各自治体発行の資料の収集に努める。	随時	随時	A : 100～80%	国や都、各自治体のワーク・ライフ・バランスに関する資料や情報収集に努めた。	継続	協働推進課
2 - 1 - 1 - 2 ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ	男女平等モデル事業所の認定	ワークライフバランス推進事業所の認定方法について検討していく。	所管替えも含め関係部署との調整を図り、自部署において取組可能な具体事項の検討を実施。	具体事項を明確化	検討を行った	B : 80未満～60%	引き続き所管替えを含めた検討を行ったが、取組可能な具体的な事項を決めるまでには至っていない。	継続	シティセーラス推進課
	労働時間短縮に向けた取組	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナーにも掲出し、啓発による働きかけを実施する。	定期的な啓発	定期的な啓発	A : 100～80%	東京都等の周知啓発資料をもくせい会館1階に掲出し啓発した。	継続	シティセーラス推進課
	育児・介護休業制度の普及・促進	東京都の啓発資料を利用し、普及・促進に努める。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナーへの掲出及びHP等による定期的な周知を実施する。	定期的な啓発	定期的な啓発	A : 100～80%	東京都等の周知啓発資料をもくせい会館1階に掲出し啓発した。	継続	シティセーラス推進課
2 - 1 - 1 - 3 ポジティブ・アクションの推進	ポジティブ・アクションの普及・啓発	ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	広報や情報誌・HP等を活用し意識啓発を図る。	随時	随時	A : 100～80%	広報や情報誌等で情報提供を行い、意識啓発に努めた。	継続	協働推進課
	市内企業・事業者への労働関係法の啓発促進	広報・HP・情報誌での啓発及びポスター・パンフレットを配布を行い促進を図る。	広報や情報誌・HP等で啓発記事を掲載するとともに、資料等情報提供を行い意識啓発を図る。	随時	随時	A : 100～80%	広報や情報誌等で情報提供を行い、市役所情報コーナーでは資料提供を行い意識啓発に努めた。	継続	協働推進課

## 第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (2)子育て支援サービスの充実

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2 - 1 - 2 - 1 乳幼児保育の充実	低年齢児保育の拡大	0歳児保育を実施し、待機児解消を図る。	市内の保育所等16園で、0歳児保育を実施する。	546人 (低年齢児「0~2歳児」保育の定員数)	546人	A : 100~80%	保育園等の16園で0歳児保育を実施した。また、29年度で福生杉ノ子保育園の建設費補助を行い、1~2歳児の定員を30年4月より13名増した。	継続	子ども育成課
	就労形態に合わせた保育サービスの提供	病後児保育の実施 病気回復期の児童の保育を実施する。	1か所で実施する	1か所	1か所	A : 100~80%	福生保育園の1か所で実施した。	継続	子ども育成課
		病児保育の実施 病気中の児童の保育を実施する。	1か所で実施する。	1か所	1か所	A : 100~80%	病児保育室あんずの1か所で実施した。	充実	子ども育成課
		延長保育の実施 午後6時から7時までの延長保育を市内保育園全園で実施する。	市内の保育所等16園で実施する。	市内16園	市内16園	A : 100~80%	午後6時から午後7時までの延長保育を市内保育園全園で実施するとともに、午後8時までの延長保育を4園で実施した。	継続	子ども育成課
		休日保育の実施 休日に保育を実施する。	市内の保育所2園で実施する。	2園	2園	A : 100~80%	福生保育園及びすみれ保育園の2か所で実施した。 また、すみれ保育園では年末保育も実施した。	継続	子ども育成課
		一時預かりの実施 保護者が傷病等により、一時的に家族で児童を保育することが困難な場合、児童の一時預かりを行う。市内保育園で対応。	市内の認可保育所15園で実施する。	15園	15園	A : 100~80%	認可保育所14園及び小規模保育園1園の計15園で実施した。(受入体制を確保した。)	継続	子ども育成課
	認証保育所への支援の充実	認証保育所を保育施設として活用し、児童の保育を行い、運営費の助成を行っていく。(認証保育所運営助成事業)	市外の認証保育所に入所する児童に対し、運営費の支弁、補助を実施を行う。	市外8園	市外9園	A : 100~80%	市外認証保育所9園に運営費支弁、補助を実施した。	継続	子ども育成課
	認証保育所利用者補助制度の充実	認証保育所利用助成制度を実施する。	対象者の入園料及び保育料を助成する。	192人 (年間延べ利用者)	189人	A : 100~80%	認証保育所利用者(20人、延べ189人)に補助金を交付した。	充実	子ども育成課
2 - 1 - 2 - 2 児童の健全育成の充実	児童館の整備・充実	子育て支援のため児童館事業の充実を図る。	既存事業の充実を図るとともに、利用者ニーズを把握し、新規の子育て支援事業を積極的に実施していく。 また、中高生の主体的な活動を支援しながら、中高生の居場所としての役割を果たしていく。	50事業 (児童館における新規事業数)	30事業	A : 100~80%	利用者のニーズに基づき、30の新規事業を開始、1事業については充実を図った。また、中高生対象事業を実施して、中高生の居場所の確保を図った。今後も32年度までの目標値である新規事業50事業を目指して行く。	継続	子ども育成課
	学童クラブの充実	子育て支援のため学童クラブ事業を委託して実施する。	放課後の安心・安全な居場所として、市内12学童クラブにおいて継続して実施する。	0人 (待機児数)	0人	A : 100~80%	さくら会館・かえで会館の集会室の一時利用の調整等により入所希望者の増加に対応することで待機児0人を達成した。	充実	子ども育成課
	ふっさつ子の広場の充実	地域の協力を得て、放課後子どもたちの健全育成を図る場としてふっさつ子の広場を実施する。	市内7小学校内にて継続実施する。 また、学童クラブ事業と連携し、実施する。	4万人 (年間延べ利用者)	51,308人	A : 100~80%	市内全7小学校において継続して実施している。	継続	生涯学習推進課

## 第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (2)子育て支援サービスの充実

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2 - 1 - 2 - 3 育児相談・指導の充実	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子どもと家庭に関する総合相談を充実していく。地域における支援ネットワークを各関係機関とともに構築していく。	市民及び関係機関への積極的な働きかけにより、要保護児童等の早期発見、問題の未然防止を図り、適切な支援を実施していく。また、子育て中の市民が相談をしやすいように、アウトリーチ型「子育てなんでも相談」を充実させていく。	子育てなんでも相談実施回数 年24回 利用者数 360人	子育てなんでも相談実施回数 年12回 利用者数 184人	A : 100～80%	平成29年度相談受付は12,653件（新規相談174件、継続相談12,479件）、交流スペースふれあいひろば利用者は8,169人（大人3,446人、子ども4,723人）であった。また、アウトリーチ型「子育てなんでも相談」については12回実施し、大人90人、子ども94人、計184人の利用があった。子ども家庭支援センター事業の充実と、関係機関への積極的な働きかけにより支援の強化に努めた。	継続	子ども家庭支援課
	相談業務の充実	母子健康手帳の交付時、パパママクラス時、妊産婦訪問時、乳幼児健康診査時に実施。来所・電話相談に随時応じる。	継続して実施していく。	3,750件（年間）	4,171件	A : 100～80%	各種事業や乳幼児健康診査において、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等の専門職が相談を受け、必要に応じて集団と個別両面から支援を継続した。	継続	健康課
	パパママクラスの充実	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母親に加え、父親参加型プログラムを充実し、育児への男女協働参画の啓発を行う。	年間160人 (パパママクラス 男性参加者)	117人	A : 100～80%	パパママクラス1コース5日間を6コース実施した。妊婦に対し、参加を呼びかけ、両親そろっての参加者増加に努めた。	継続	健康課
2 - 1 - 2 - 4 交流を通した育児支援の推進	ファミリー・サポート・センター事業の充実	依頼会員と提供会員による助け合いながら子育てをする会員組織（有償ボランティア）。生後57日から小学校6年生までのお子さんの送迎や預かりを行う。	多岐にわたる依頼内容に応じられるように提供会員の増加を目指す。 提供会員になるための講習会 年2回実施 フォローアップ研修、交流会等の実施 提供会員数 76名	100名 (提供会員数)	76名	A : 100～80%	会員ニーズに十分対応するため、バランスのよい会員登録を目指し、周知と充実を図った。	継続	子ども家庭支援課
	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	子ども家庭支援センターにおいて、子育てひろば事業を開始する。各児童館では、乳幼児対象の子育てひろば事業を週3回以上実施する。また、子育てに役立つ「子育ち応援事業」を年1回、子育て相談事業を週3回以上、及び保健師による子育て相談を年3回実施する。	6か所 (子育てひろば実施箇所数)	6か所	A : 100～80%	平成28年8月より子ども家庭支援センターにおいて、子育てひろば事業を開始した。各児童館では、乳幼児対象の子育てひろば事業を合計453回実施。また、子育てに役立つ「子育ち応援事業」を合計年7回、子育て相談事業を合計453回、及び保健師による子育て相談を年9回実施した。	継続	子ども育成課
	子育てネットワークづくりの促進	子育てサークルの充実に向け支援していく。	子育てグループやボランティアの支援を目的に整備した地域活動室の利用について、広報等により周知し利用の促進を図る。 登録団体数 13団体	15団体 (登録団体数)	13団体	A : 100～80%	子ども家庭支援センター内の地域活動室の利用は、登録団体13団体、利用回数は44回であった。	継続	子ども家庭支援課
	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	妊娠期から出産後6ヶ月以内（多胎の場合は1年）の方を対象にヘルパーを派遣し育児や家事援助を行い、産前・産後の生活をサポートする。	妊娠中から産後にかけてヘルパーを派遣し、保護者の育児に対する不安を少しでも軽減できるよう支援していく。 様々な方法で周知、PRを行い、利用者の増を目指す。	30名 (利用者数)	7名	A : 100～80%	平成29年度ヘルパー派遣は7名、派遣日数は96日であった。 様々な機会、方法で周知、PRを行った。	継続	子ども家庭支援課

## 第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (3)介護支援サービスの充実

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2 - 1 - 3 - 1 介護サービスの充実	生きがいデイサービスの充実	要介護認定等で「要介護」「要支援」に該当しない方に、サービスを提供することにより、介護予防及び閉じこもりの防止を行う。	生きがいデイサービスを利用して介護予防に関心を持ち、積極的に社会参加する高齢者の増加を図る。	9,000人 (年間利用者数)	7,973人	A : 100～80%	高齢者の介護予防及び、閉じこもり防止のため、趣味活動や日常動作訓練等を実施する生きがい活動支援デイサービス事業を実施した。	継続	介護福祉課
	在宅介護支援センター事業の充実	援護高齢者等や、その家族及び親族に対し、在宅介護の総合的な相談に応じる。また、必要に応じた保健福祉サービスが受けられるよう関係機関との連絡調整を行うことにより、要介護高齢者等及びその家族等の福祉の向上を図る。	在宅介護支援センターにおける相談件数の増加を図る。	年8,000件	8,236件	A : 100～80%	月1回地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連絡会を開催し、情報共有を図った。専従職員2名による80歳以上高齢者宅訪問を実施した。	継続	介護福祉課
	地域包括支援センター事業の充実	介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的ケアマネジメント事業を実施する。	基幹型地域包括支援センターと委託型地域包括支援センターで連携を密に行い、地域包括支援センターにおける相談件数の増加を図る。	年9,500件	13,715件	A : 100～80%	基幹型地域包括支援センターと委託型地域包括支援センターにて随時ケース検討会等を実施し情報連携を図った。地域包括支援センターシステムのネットワーク化を実施し、情報連携体制の強化を図った。	継続	介護福祉課

### 1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (4)適切な情報提供の実施

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2 - 1 - 4 - 1 福祉に対する理解の推進	福祉教育の充実	「高齢者」「障害者」を重要な人権課題として、総合的な学習の時間等を活用し、指導を実施していく。	「高齢者」「障害者」を重要な人権課題として取り上げ、総合的な学習の時間等を活用し、指導を実施する。	100%（小・中学校における人権教育の実施状況）	100%（小・中学校における人権教育の実施状況）	A : 100～80%	東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用し、「高齢者」「障がい者」を重要な人権課題として取り上げ、総合的な学習の時間等を活用し、指導を実施した。	継続	教育指導課
		福祉に関する各種講座を開催する。	福祉への理解を深めるため、講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)	地域福祉講座2コース6回、参加者延べ85人	A : 100～80%	老後の不安を学習課題として、地域での支えあい等を考え合った。	継続	公民館

## 第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 2 女性の多様な働き方への支援 > (1)女性の能力開発の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2-2-1-1 女性の能力開発のための支援の充実	自己啓発、能力開発に関する学級、講座の実施	自己啓発、能力開発に関する学級、講座の実施	女性の自己啓発・能力開発につながる講座を各館で実施する。	3館で実施	・保育室併設講座3コース48回、延べ参加者数490人 ・託児保育付講座5コース29回、延べ参加者数351人 ・親子対象事業2コース5回、延べ参加者数97人	A : 100～80%	講師のお話や参加者相互の意見交換、保育室学習会等から、様々な啓発を受け、これからの自分について考える機会とした。	継続	公民館

### 2 女性の多様な働き方への支援 > (2)女性の就業・再就職支援

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2-2-2-1 就労環境の整備	改正男女雇用機会均等法の実効性の確保	必要に応じて隨時要望していく。	改正内容の周知のためのHPや広報等による市民への呼びかけを検討し、市民からの要望を受けた際には労働基準監督署等に必要に応じて随时要望していく。	要望については隨時対応	随時	A : 100～80%	東京都等の周知啓発資料をもくせい会館1階に掲出し啓発した。なお、市民からの要望等はなかった。	継続	シティセールス推進課
	労働に関する相談体制の整備	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を情報コーナー及び課窓口に掲出し、啓発を実施する。	定期的な情報提供と案内	定期的な情報提供と案内	A : 100～80%	東京都等の周知啓発資料をもくせい会館1階に掲出し啓発した。	継続	シティセールス推進課
	再雇用制度、パートタイム労働法等の普及促進	商工会等を通じて市内企業へ、再雇用制度や改正パートタイム労働法の周知をする。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナー、商工会にも掲出し啓発を図ることによる働きかけを実施する。	定期的な情報提供と案内	定期的な情報提供と案内	A : 100～80%	東京都等の周知啓発資料をもくせい会館1階に掲出し啓発した。また、商工会においても資料の送付、掲出の確認を実施した。	継続	シティセールス推進課
2-2-2-2 女性のための就労支援の充実	ハローワーク等と連携し求人情報を提供	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナーを年2回実施。 また、出張相談を月1回実施していく。	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナーを年2回実施。 また、出張相談を月1回実施していく。	就職面接会・就職セミナー年2回実施 出張相談月1回実施	14回	A : 100～80%	出張相談12回、就職面接会2回実施した。また、青梅線沿線地域産業クラスター協議会の人材確保支援事業において企業説明会を新卒採用向けに1回、全年齢対象に1回実施した。	継続	シティセールス推進課

### 3 家庭における男女共同参画の推進 > (1)家事・育児・介護への男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2-3-1-1 家庭における共同分担意識の醸成	ワーク・ライフ・バランスを考える講座の開催	ワーク・ライフ・バランスに関する講座を実施する。	男女ともにワークライフバランスについての理解を深める講座を実施する。	3館で実施	3コース48回のうち10回	A : 100～80%	保育室併設講座の学習会で夫の家事や子育て参加を考えあつた。	継続	公民館
	介護に対する共同分担意識の啓発	介護に対する共同分担意識を啓発し、男女で社会的に担う介護を実現できるように努め、市民理解の浸透を図る。	家族介護者教室等を開催し介護者への負担軽減並びに介護知識の普及啓発を行う。	20回(年間教室等開催数)	22回	A : 100～80%	家族介護者教室、認知症カフェ（オレンジカフェ・おれんじパーク）を開催し、介護の知識の啓発を図った。	継続	介護福祉課
	男性の家庭参加の促進に向けた講座の開催	男性の家庭参加の促進に向けた各種講座を開催する。	男性の家庭参加促進に向けた講座を実施する。	講座1コース実施(各年度)	1コース1回、13人参加	A : 100～80%	親子参加型の食品ロス講座で、父親の家庭参加に繋がるような環境づくりについて考えた。	継続	公民館

## 第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 4 生涯にわたる健康づくりの推進 > (1)母性保護と母子保健の推進(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2-4-1-1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組	妊娠、出産、育児にかかる健康支援と学習機会の提供	母子健康手帳交付、パパママクラスの実施、妊産婦、新生児訪問の実施、乳幼児健康診査・歯科健康診査の実施、離乳食教室・育児相談の実施、来所、電話相談に随時応じる。	広報等で周知を図りながら、幅広い機会を設け継続実施する。	年間160人 (パパママクラス 男性参加者)	母子健康手帳交付 459件 パパママクラス年 延べ30回 〔父親参加：パパ クラス95+ママク ラス22=延べ117 人〕 妊産婦新生児訪問 389件 乳幼児健康診査年 延べ84回 育児学級延べ25回 育児相談年20回 子育て支援事業年 20回 子ども相談24回 子どもグループ年 36回	A : 100～80%	引き続き、広報等で周知を図りながら、幅広い機会を設け継続実施する。	継続	健康課
	性教育の充実(再掲)	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、指導計画を作成し、指導の充実を図る。	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図る。	100%（小・中学校における性教育の実施状況）	100%（小・中学校における性教育の実施状況）	A : 100～80%	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図った。	継続	教育指導課
	性感染症に対する知識の普及、啓発	ポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。	継続して実施し、啓発に努める。	隨時	随时	A : 100～80%	保健センターでポスターを掲示したほか、成人式で性感染症の内容を含んだ冊子を配布し、普及啓発を図った。	継続	健康課
	保健体育科の指導において性感染症に対する知識の普及、啓発を図る。	保健体育科の指導要領に基づき、性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図った。	100%（保健体育科の授業における性感染症教育の実施率）	100%（保健体育科の授業における性感染症教育の実施率）	A : 100～80%	学習指導要領に基づき、性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図った。	継続	教育指導課	
	性の商品化防止の啓発、周知	都等の啓発資料を活用し、周知に努めていく。	資料を収集し、情報提供を行い、周知に努める。	随时	随时	A : 100～80%	国や都の資料、ポスター、チラシ等により、啓発を行った。	継続	協働推進課
2-4-1-2 母性保護の推進	性の尊重と母性保護に関する啓発活動	母子保健事業参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	母子健康手帳の交付時やパパママクラス参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	随时	母子健康手帳交付 459件 パパママクラス参 加者153人 他	A : 100～80%	母子手帳交付時やパパママクラス開催時に、資料を配布し啓発を図った。	継続	健康課
2-4-1-3 母子保健事業の充実	パパママクラスの充実（再掲）	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母親に加え、父親参加型プログラムを充実し、育児への男女協働参画の啓発を行う。	年間160人 (パパママクラス 男性参加者)	117人	A : 100～80%	パパママクラス1コース5日間を6コース実施した。妊婦に対し、参加を呼びかけ、両親そろっての参加者増加に努めた。	継続	健康課
	妊産婦の健康診査、指導の充実	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票・妊婦超音波検査受診票を交付し、都内指定医療機関での受診費用の一部を助成し、指定医療機関以外での受診については償還払いとする。妊産婦訪問の実施、産婦健康診査の実施、母子健康手帳交付時に指導する。	継続して実施していく。	年380件 (妊産婦訪問によ る指導助言件数)	459件	A : 100～80%	妊婦健康診査受診票及び妊婦超音波検査受診票を母子健康手帳交付者459名に交付。里帰り等妊婦健康診査費助成金を47名に支給した。	継続	健康課
	相談業務の充実（再掲）	母子健康手帳の交付時、パパママクラス時、妊産婦訪問時、乳幼児健康診査時に実施。来所・電話相談に随時応じる。	継続して実施していく。	年3,750件 (育児・健康相談 等の件数)	4,171件	A : 100～80%	各種事業や乳幼児健康診査において、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等の専門職が相談を受け、必要に応じて集団と個別両面から支援を継続した。	継続	健康課

## 第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 4 生涯にわたる健康づくりの推進 > (2)心身の健康づくりの推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
2 - 4 - 2 - 1 健康診査等の実施	特定健康診査・特定保健指導の実施	将来における生活習慣病の発生を抑制するため、国民健康保険被保険者（40歳から74歳）に対し特定健康診査によりメタボリックシンドローム又はその予備群を抽出し、その対象者に対して特定保健指導を実施し生活習慣の改善を図る。	継続して実施していく。 また、電話勧奨により、特定健康診査の受診等を促す。	60% (特定健康診査受診率・特定保健指導実施率)	47.3%・7.7%	B：80未満～60%	H29年度特定健診受診率 47.3% H29年度特定保健指導実施率 7.7% H30年度も同様に実施予定である。	継続	健康課
	若年健康診査事業の実施	若年層（30歳、35歳）の方を対象とした健診事業（各種測定、採血、尿検査等）を市内の指定医療機関で実施し、早期からの健康づくりにより将来の生活習慣病予防等につなげる。	継続して実施していく。	対28年度比受診率増	75.5%	A：100～80%	H29年度申請者147名うち受診者は111名受診率75.5% H30年度も同様に実施予定である。	継続	健康課
	無保険者健康診査の実施	生活保護受給者の健康保持・増進を図るために、満40歳以上の方を対象に、年一回実施している。主な内容、問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液化学検査、血糖検査等を行う。	継続して実施していく。	対28年度比受診率増	22.4%	A：100～80%	H29年度受診率22.4% H30年度も同様に実施予定である。	継続	健康課
	健康教育・健康相談の充実	心身の健康についての知識の普及啓発と意識の向上、健康に関する相談に応じ、指導・助言を行う。	継続して実施していく。広報等を通して普及啓発を図る。	随時	・健康教育 年延べ137回実施 ・健康相談 年延べ72回実施	A：100～80%	保健センターの他、地域へ出向いた形の健康教育・健康相談を行い、参加しやすい事業の実施に努めた。29年度は、新たに福祉センターで実施した。	継続	健康課
	心の健康づくり事業の実施	心の健康づくりにつながる事業を実施する。	健康づくり推進員と共に、イベント会場でのあいさつ運動や出前講座等を行い、心の健康について普及啓発を行う。	随時	あいさつ運動4回、出前講座9回実施	A：100～80%	あいさつ運動5回実施、出前講座9回実施 H29年度も同様に実施予定である。	継続	健康課
2 - 4 - 2 - 2 健康づくりへの支援	中高齢者の自立支援に向けた健康予防教室の実施	健全体力づくり教室において、中高齢者を対象に転倒防止、筋力の維持、バランス能力の向上を図り、介護予防を行う。	※3館にてそれぞれの事業を実施 【中央体育館】シニア健康体操、若草健康体操等 4教室 【熊川地域体育館】エンジョイ軽スポーツ、ほのぼの体操、シニアアリフレッシュエクササイズ等 5教室 【福生地域体育館】ころばん塾、かんたんエクササイズ、さわやか軽スポーツ等 5教室	12,700人 (年間延べ参加者数)	10,576人	A：100～80%	中央体育館事業（6教室）2,244人 熊川地域体育館事業（5教室）2,538人 福生地域体育館事業（5教室）5,796人	継続	スポーツ推進課
	女性の健康づくりに向けたスポーツ教室の実施	更年期障害、冷え症など女性に多く発生する症状を解消し、体調改善を行うため、年間を通してスポーツ教室を実施し、女性の心身の健康づくりを推進する。	【中央体育館】女性限定トレーニング教室、アロマで体調改善運動の2教室	1,285人 (年間延べ参加者数)	1,251人	A：100～80%	女性限定トレーニング教室 280人 アロマで体調改善運動 846人 アロマボディメンテナンス 125人	継続	スポーツ推進課

### 第3 あらゆる暴力の根絶

#### 1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進 > (1)DV・デートDVに関する正しい知識の啓発

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
3 - 1 - 1 DV・デートDV に関する啓発 の実施	配偶者等からの暴力 防止に関する意識啓 発の充実	ポスターの掲示・パンフレットの配布、 ホームページ、広報等を生かし、周知を 図っていく。	広報やホームページ、情報誌などへの記事の掲載及び成人式でのチラシ配布、各公共施設等の相談窓口カードの設置を、啓発のDVDの放映等を行い、広く周知を図る。	定期的な啓発	定期的な啓発	A : 100～80%	女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）に合わせ、市役所ロビーにおいて啓発用ポスターを展示し、意識啓発を図った。	継続	協働推進課
	デートDVについて の啓発の推進	新成人に向けて、デートDV等の内容のチラシを成人式に配布し、周知を図っていく。	新成人に向けてデートDV、男女共同参画社会の理解に向けたチラシを作成する。	新成人への啓発用チラシと カードを各500部配布	A : 100～80%	若い世代への男女共同参画社会の理解促進を図るために、デートDVを取り上げた啓発資料を、新成人に配布した。	継続	協働推進課	
	DV防止講座等の実 施	ドメスティックバイオレンスに関する講座 を実施していく。	ドメスティックバイオレンスの防止に向け基本的な知識や人権の視点を学ぶ講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)	DV防止啓発講座 1コース1回、 参加者6人	A : 100～80%	DV防止啓発講座「束縛？ヤキモチ？それともこれって…デートDV？」を実施。小人数の参加者のため密度の濃い学び合いができた。例年参加者が少なく、問題を抱える市民へ拡がっていないことは課題であるが、周りの理解につなげていくことが今後も必要である。	継続	公民館
	男女共同参画情報紙 の発行 (再掲)	年3回、男女共同参画情報誌A4（4ページ） 「あなたとわたし」を発行し、各戸配布する。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協働して企画・取材し、市民の視点を活かした身近なテーマから男女共同参画意識を広めるための情報誌を作成する。	年3回発行	年3回発行	A : 100～80%	男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を市民編集員と市との協働により作成し、全戸配布を行った。 情報誌を通じ、DVやハラスメントについての意識啓発を図った。	継続	協働推進課
3 - 1 - 1 - 2 人権について 考える機会の 提供	人権についての講座 の実施	人権意識の中から男女共同参画意識を高めるための講座等を実施します。	人権について考える機会となる講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)	2コース6回延べ82 人参加	A : 100～80%	人権講座として「子どもの貧困と教育問題」「きらわれたくない人の上手な気持ちの伝え方」を実施。	継続	公民館

#### 2 被害者を支援する仕組みの強化 > (1)相談体制の強化と周知

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
3 - 2 - 1 - 1 DVに関する相 談窓口の周知	「DV防止法」に基 づく通報についての 周知	ホームページ、広報等を生かし、周知を 図っていく。	ホームページ、広報等にわかりやすい内容の記事を掲載し周知を図る。	年間1,000枚 (DV防止についてのカードの配布枚数)	800枚	A : 100～80%	広報での周知の他、新成人に向けてデートDV、男女共同参画社会の理解に向けたチラシと共にデートDV防止カードの配布を行い、周知に努めた。また、女性悩みごと相談カードを作成し、配布を行った。	継続	協働推進課
		関係機関への周知を図っていく。	関係機関への周知を図っていく。	DV防止法につい て、民生・児童委 員に周知	民生委員・児童委 員48人に周知	A : 100～80%	民生委員・児童委員に対し、東京都作成のリーフレットの配布及び説明を行い、周知を図った。	継続	社会福祉課
	女性悩みごと相談窓 口の充実	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。	80% (相談窓口利用率)	100% (相談窓口利用率)	A : 100～80%	相談を24回実施し、全ての回で相談者に対して対応を行った（相談者延べ人数：64人）	継続	社会福祉課

### 第3 あらゆる暴力の根絶

#### 2 被害者を支援する仕組みの強化 > (2)被害者の自立支援の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
3 - 2 - 2 - 1 被害者に対する支援措置の実施	被害者の自立のための相談・支援	必要に応じて関係機関との連携を図る。	必要に応じて関係機関との連携を図る。	100% (被害者の自立相談対応率)	100% (被害者の自立相談対応率)	A : 100～80%	府内関係部署及び警察署と連携し、必要な支援を行った。	継続	社会福祉課
		日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援を行う。	各関係機関と連携し、相談等の支援を行う。引き続き市が直接指定施設と利用契約を締結し、緊急一時保護を講じるための事業を実施していく。	10名 (自立支援プログラム策定事業)	6名	A : 100～80%	就労に必要な技術、知識の習得機会の相談等情報提供を行った。	継続	子ども家庭支援課
	DVやストーカー行為被害者等の支援	規則や法令に基づいて、適正に運用する。	DVやストーカー行為被害者等を保護するため、住民票、附票の交付請求の拒否、審査の厳格化等を行う。	100% (被害者の支援)	100%	A : 100～80%	支援対象者95件201人に対し支援措置を実施した。	継続	総合窓口課
		規則や法令に基づいて、適正に運用する。	縦覧・閲覧用選挙人名簿から総合窓口課に申立てのあったDVやストーカー行為被害者等の者を外す。	100% (閲覧用選挙人名簿から被害者を除外措置の実施)	100%	A : 100～80%	選挙人名簿打出しの際、DVやストーカー行為被害者等の者を別頁に打出し、定時・選挙時登録の閲覧用選挙人名簿から外した。	継続	選挙管理委員会事務局

#### 3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化 > (1)早期発見のための取組と連携強化

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
3 - 3 - 1 - 1 ハラスメント防止に向けた取組の推進	セクシュアル・ハラスメント研修の充実	組織内研修を実施し、啓発資料を職員に周知する。	全職員必修の研修としてハラスメント防止研修を実施する。また、ハラスメントの防止等に関する要綱を定め、要綱に基づきハラスメントのない職場づくりに努める。	100% (市職員のハラスメント防止研修受講率)	79.0%	A : 100～80%	ハラスメント防止研修を全職員（未受講者中心）対象に実施し、ハラスメントの定義を理解し、話し方の工夫が問題発生を防ぐこと等を学んだ。	継続	職員課
	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナーにも掲出し、啓発を図ることによる働きかけを実施する。	定期的な情報提供と案内	14回	A : 100～80%	東京都等の周知啓発資料をもくせい会館1階に掲出し啓発した。	継続	シティセールス推進課
	企業等に対するハラスメント研修講師派遣	企業等に対して、ハラスメントの研修を行う講師を派遣する。	適切な研修を行える講師を派遣できるよう、情報や資料等を収集し体制を整え、実施していく。	随時	随時	B : 80未満～60%	派遣する講師等の情報提供ができるよう、情報や資料等を収集したが、企業等への周知が図られていないため、男女共同参画情報誌「あなたとわたし」等で、積極的に周知していく必要性がある。	継続	協働推進課
3 - 3 - 1 - 2 高齢者への虐待防止の取組の充実	高齢者虐待の防止のための意識啓発	ポスターの掲示、パンフレットの配布を実施する。	市内公共施設及び医療機関等、パンフレット設置施設を増やす。	20か所 (パンフレット設置箇所、市内公共施設及び医療機関等)	52か所	A : 100～80%	ポスター掲示の継続の依頼を実施した。出前講座等で普及啓発を実施した。介護予防情報誌に掲載（全戸配布）	継続	介護福祉課
	高齢者虐待相談窓口の充実	家庭における看護方法、療養方法等の他、家族の健康管理、各制度の利用の仕方を周知するとともに相談事業を充実させる。また、関係機関との連携を図る。	在宅介護支援センター等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応と養護する家族への支援を実施し相談件数の増加を図る。	年300件 (相談件数)	187件	A : 100～80%	在宅介護支援センターやケアマネジャー等の関係機関から、虐待の疑いがある案件の情報提供を受け、早期発見、早期対応を図った。それぞれの案件について、適切に対応を行った。	継続	介護福祉課

### 第3 あらゆる暴力の根絶

#### 3 慢待、ストーカー、セクハラ等への対策強化 > (1)早期発見のための取組と連携強化

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
3・3・1・3 児童への虐待防止の取組の充実	相談・通告窓口の充実	関係機関との情報の共有と連携により適切な対応に努める。	各関係機関がそれぞれの役割を發揮し連携していくように、研修会を開催し学びを深めたり、要保護児童対応マニュアル等を活用しあいの機能・役割を理解していく。	年間60名 (研修会参加者数)	51名	A:100~80%	各関係機関がそれぞれの役割を發揮し連携していくように、関係機関向けに研修会を行った。テーマ「地域で気になる家庭への子育て支援」参加者 51名	継続	子ども家庭支援課
	児童虐待の防止のための意識啓発	児童虐待を防ぐための意識啓発に向けた事業の取組みや、広報及びホームページの掲載を実施する。	市内の小中学校において、児童・生徒に対して困った時の対応や相談機関について周知していく。 また、11月の児童虐待防止推進月間にを中心に広報やホームページ等で虐待防止に関する周知を行い、乳幼児総合相談を実施する。	随時	乳幼児総合相談、福祉まつりにて周知	A:100~80%	11月の児童虐待防止推進月間に広報、ホームページに児童虐待防止に関する記事を掲載したほか、乳幼児総合相談（9回155人）を実施した。その他福祉まつりにて周知を行った。	継続	子ども家庭支援課
		福生市サポート会議において、一層の連携を図り、個別のケースについては、サポートチーム等の結成を考えていく。	毎月実施する福生市サポート会議、年6回実施の人権教育推進委員会で「児童虐待」について取り上げ、教職員への啓発を図る。また、個別のケースについては、常時関係機関との連携を図るとともに、状況に応じてサポートチームによる解決を図る。	100% (市サポート会議等による児童虐待に関する連携の実施率)	100% (市サポート会議等による児童虐待に関する連携の実施率)	A:100~80%	スクールソーシャルワーカーを配置し、早期発見に努めた。また、福生市サポート会議において、民生児童委員・学校関係者・児童相談所等の関係機関と協議会を開催した。個別のケースについては、常時関係機関との連携を図るとともにサポートチームによる解決を図った。	継続	教育指導課
	早期発見・早期支援の取組	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応ができるよう努める。	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化し、特に就学する障害児や保育所等に通う障害児への虐待防止を図り、必要に応じて適切な対応に努める。	随時	10回	A:100~80%	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応ができるよう努めた。	継続	障害福祉課
		各家庭の状況を把握し、虐待の疑われる場合は通告するとともに関係機関と連携をし支援を行う。	虐待の早期発見に努めるとともに、必要に応じて適切な対応をする。	随時	随時	A:100~80%	虐待が疑われた場合や支援が必要と思われる場合は、子ども家庭支援センターに連絡し、早期支援につなげるよう努めた。	継続	健康課
		児童虐待の早期発見を目指す保育を実践する。	市内の保育所等16園で児童虐待の未然防止、早期発見等に努める。	市内16園	2園	A:100~80%	保育園職員の「要保護児童対策地域協議会」への出席、関係機関との連携による事案ごとの保護者支援等を図った。	継続	子ども育成課
		児童虐待通告を受けた際は迅速に情報調査、家庭や関係機関を訪問し、状況確認を行ったり、保護者との面接を行っていく。必要に応じて児童の一時保護を行っていく。	児童虐待通告を受けた際は迅速に情報調査、家庭や関係機関を訪問し、状況確認を行ったり、保護者との面接を行っていく。必要に応じて児童の一時保護を行っていく。	随時	随時	A:100~80%	児童虐待通告を受けた際は、迅速に情報調査、家庭や関係機関を訪問し、児童の状況を確認した上で、保護者との面接を実施するなど対応に努めた。必要に応じて児童の一時保護を行った。	継続	子ども家庭支援課
		見守りサポート事業の実施及び虐待防止支援訪問事業の実施により、児童虐待の予防的支援を行う。	家庭訪問により家庭の状況を把握し、児童と保護者への支援を行う。また、家庭復帰前には関係機関で支援方法を検討し、支援の充実を図っていく。	随時	随時	A:100~80%	家庭訪問により家庭状況を把握し、児童と保護者への支援を行った。また、家庭復帰前に養護施設職員を交えた地域の関係機関で支援方法を検討し、支援の充実を図った。	継続	子ども家庭支援課
		育児支援家庭訪問事業により、各家庭の状況に即した適切な支援を行う。	児童虐待防止の観点から育児支援が必要な家庭に対してヘルパー派遣を行うとともに、関係機関から必要な情報収集を行い、その家庭の状況に合わせて適切な支援を行っていく。	随時	随時	A:100~80%	定期的な家庭訪問や関係機関からの情報収集を行い、必要な支援を行った。	継続	子ども家庭支援課
		要保護児童対策地域協議会において、各機関が連携し支援を実施していく。	児童虐待の未然防止に向け、関係機関が連携し早期に必要な支援が行えるように関係機関向け研修会を開催したり、市民の意識の向上を図るために講演会を開催していく。	年間60名 (研修会参加者数)	51名	A:100~80%	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童対応マニュアルを用いて連携について理解を深めるようにした。	継続	子ども家庭支援課
		福生市サポート会議において、民生児童委員・児童相談所との協議会を開催するとともに、個別のケースについては常時関係機関との連携を保つ。	学校からの通告、情報提供等により早期発見・早期支援を行う。また、福生市サポート会議、教育相談室地域連絡会で民生・主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等と情報の共有を行い早期に最善の支援を行う。	教育相談室地域連絡会の2ヶ月に1回の開催。福生市サポート会議、教育相談室地域連絡会で主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等と情報の共有を行い早期支援に繋げた。	教育相談室地域連絡会を6回実施。福生市サポート会議へ11回参加	A:100~80%	学校からの通告、情報提供等により個々のケースに応じた迅速な対応を行った。また、福生市サポート会議、教育相談室地域連絡会で主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等と情報の共有を行い早期支援に繋げた。	継続	教育支援課

### 第3 あらゆる暴力の根絶

#### 3 慢待、ストーカー、セクハラ等への対策強化 > (1)早期発見のための取組と連携強化

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
3 - 3 - 1 - 3 児童への虐待防止の取組の充実	民生児童委員、主任児童委員活動との連携	民生児童委員と学校関係者と児童相談所と子ども家庭支援センターとの協議会実施にむけ、事前会議を行っている。また、個別のケースについても主任児童委員、民生児童委員と児童相談所等の連携を行っている。	有意義な協議会を開催するため、事前会議を通じて内容を協議する。また、個別のケースについても主任児童委員、民生児童委員と児童相談所等の連携を行っている。	随時	協議会1回 事前会議4回	A : 100～80%	3回の事前会議で内容等を協議し、7月27日に協議会を開催した。また、次年度に向けた事前会議を1回行った。	継続	社会福祉課
	児童相談所等関係機関との連携の強化	教育機関と保健・医療、福祉、労働等との積極的な連携を図る。エリア・ネットワークを構築し、充実を目指す。	教育相談室地域連絡会を通じて民生・主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等との連携を図り、情報を共有し早期支援体制を構築する。	教育相談室地域連絡会の2か月に1回の開催。主任児童委員とスクールソーシャルワーカーの連絡会を実施。	教育相談室地域連絡会を6回実施 主任児童委員SSW連絡会を6回実施	A : 100～80%	教育相談室地域連絡会を通じて民生・主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等との情報交換及び連携を図り、早期支援に向けた対応の検討や助言を行った。また、主任児童委員SSW連絡会を実施し、より具体的な情報共有を行った。	継続	教育支援課
	学校と教育相談室が協力し、児童・生徒及び保護者の状況を把握しつつ、必要に応じて児童相談所等関係機関との連携を図っていく。	要保護児童等への適切な対応を図るために、要保護児童対策地域協議会を設置し各関係機関が子どもと家庭に関する情報を共有し、連携による支援を図っていく。このことにより、要保護児童等の早期発見と関係機関の特色を生かした多様な援助が可能となる。	要保護児童等と家庭に関する機関相互の情報共有、役割分担及び連携による支援体制の充実を図り、問題の未然防止、早期発見に取り組む。 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 年2回 実務担当者会議 年4回 ケース会議 随時	代表者会議 年1～2回 実務担当者会議 年4回 ケース会議29回	代表者会議2回 実務担当者会議4回 ケース会議29回	A : 100～80%	要保護対策地域協議会では、代表者会議2回、実務担当者会議4回、ケース会議29回開催し、関係機関相互の情報共有、役割確認等を行い支援の充実に取り組んだ。また、市民とともに児童虐待防止に向けた取り組みとして乳幼児総合相談及び講演会を実施した。	継続	子ども家庭支援課
	子どもの安全を守るための取組	各校によるセーフティ教室をはじめとして安全教育の充実を図っていく。	福生市サポート会議を開催し、児童・生徒の状況把握に努め、サポートチームへの参加など必要に応じて児童相談所等関係機関と連携を図っていく。	随時	福生市サポート会議へ11回参加	A : 100～80%	福生市サポート会議に出席し、関係諸機関と児童・生徒の状況把握・情報共有を行った。また、必要に応じてサポートチームへの参加など児童相談所等関係機関との連携と対応を行った。	継続	教育支援課
3 - 3 - 1 - 4 障害者への虐待防止の取組の充実	障害者虐待防止のための意識啓発	障害者虐待防止法に係る障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止の意識啓発を、広報・ホームページ等を活用し推進する。	年間7回（障害者虐待に関する広報等の周知回数）	3回	A : 100～80%	広報・ホームページで周知、啓発を行うとともに障害者週間を含むイベントでリーフレット配布等を行った。	継続	障害福祉課
	障害者虐待防止センターの設置	障害者虐待防止センターの活動の推進	障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者のための相談、指導及び助言及び障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を実施する。	年6件（障害者虐待に関する通報件数）	2件	A : 100～80%	障害者虐待に関する通報等の受理に関しては、課全休で受けられる体制を取っており、関係機関と連携し対応した。	継続	障害福祉課
	早期発見・早期支援の取組（再掲）	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応ができるよう努める。	虐待が発生した場合、緊急の対応がとれる一時保護のための居室を確保する。	随時	2施設	A : 100～80%	虐待が発生した場合の一時保護のための居室を各障害に対し準備した。	継続	障害福祉課

## 第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 > (1)政策・方針決定の場への男女の意見の反映

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
4 - 1 - 1 - 1 審議会等への女性の登用の促進	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比30%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。	30% (審議会等における女性委員の割合)	28.2%	A : 100～80%	審議会等における女性委員の割合は28.2%となり、昨年度の24.5%から3.7ポイント上昇し、各部署、女性委員の積極的な登用が図られてきている。	継続	各課
	女性委員の登用の目標値の周知	女性委員構成比の目標値30%を庁内に周知し、実現を図ることを推進していく。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	随時	A : 100～80%	行動計画（第5期）で、女性委員構成比の目標を示し、全般的に女性委員の参画状況の調査を行った。今後も、目標達成に向け働きかけていく。	継続	協働推進課
4 - 1 - 1 - 2 市政への女性意見の反映	市民参画の機会の充実	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	様々な機会をとらえ、市民参画の促進を図る。	随時	随時	A : 100～80%	市民参画の促進を図るため、委員会等の委員募集を公募制で実施し、女性委員の積極的な登用の機会とした。	継続	各課
	女性の意見反映の機会の充実	市民との協働を進めていくなかで充実を図っていく。	市民会議や市民団体との会議など、市民と接する様々な機会において女性の意見反映の充実を図る。	随時	随時	A : 100～80%	市民会議等において、女性の参画や積極的な発言ができる体制、会議運営に努めた。	継続	各課
	男女共同参画フォーラムの充実（再掲）	女性・男性問題をテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施する。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての男女共同参画フォーラムを、市民参加の実行委員会形式で実施する。	市民参加の実行委員会方式で実施	実行委員会14回、延べ参加者101人 男女共同参画フォーラム32人参加	A : 100～80%	第26回男女共同参画フォーラム「CMに登場する女と男、その好き？」を実施。当日参加者32人。	継続	公民館
	男女共同参画セミナーの実施（再掲）	男女共同参画セミナーを実施する。	男女共同参画について理解し、意識を深めるためセミナーを行う。	50人 (年間延べ参加者)	40人	A : 100～80%	町会・自治会関係者などをはじめ、市民を対象に、男女共同参画の視点から見た避難所運営をテーマとしたセミナーを開催し、市民啓発を行った。	充実	協働推進課

### 1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 > (2)女性リーダーの育成

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
4 - 1 - 2 - 1 女性人材の発掘及び育成	女性人材情報の収集と提供	女性・男性も含めた人材情報の収集に努める。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	随時	A : 100～80%	女性委員の参画状況の調査を行い（年1回）、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用について促した。	継続	協働推進課
	リーダー養成のための学習機会の提供	各種講座の中で能力開発や意識の向上を図る。	女性のリーダーシップを高める機会となる事業を実施する。	3館で実施	1コース3回延べ31名参加	A : 100～80%	大人のリーダー養成講座を実施し、地域や団体等でのリーダー育成の機会とした。また講座や連絡会・交流会等での役割を担う中でリーダーシップを高める機会とした。	継続	公民館
4 - 1 - 2 - 2 女性の参画機会の提供	市民参画の機会の拡充	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	様々な機会をとらえ、市民参画の促進・拡充を図る。	随時	随時	A : 100～80%	市民参画の促進を図るため、委員会等の委員募集を公募制で実施し、女性委員の積極的な登用の機会とした。	継続	各課

## 第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 > (3) 庁内における男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
4 - 1 - 3 - 1 女性職員の積極的登用	女性職員比率向上	女性の職員比率40%を目指し、採用の拡大に取り組む。	目標値を40%以上とし、女性職員比率の拡大に取り組んでいく。	40%（市職員における女性の割合）	37.2%	A : 100～80%	平成29年4月1日現在の女性職員比率36.2%に対し、平成30年4月1日現在の女性職員比率37.2%であった。	継続	職員課
	管理職等への女性職員の積極的登用	昇任（認定）試験・人事考課により、女性職員の管理職等への登用を図る。	ポストへの登用に結びつくよう幅広い職務配置に配慮するとともに昇任試験等の受験を促進する。	70%（昇任試験の女性職員の受験率）	55.3%	A : 100～80%	ポストへの登用に結びつくよう幅広い職務配置に配慮した。また、昇任試験（管理職、主任職）の女性職員の受験率は55.3%で、合格者の女性職員比率は41.7%であった。	継続	職員課
	勤務環境の整備	女性職員の採用・登用の拡大を推進するため、勤務環境の整備に取り組み男女で隔たりのないよう幅広く職員配置を行う。	技術系の女性職員を採用するなど、女性職員の職域の拡大を推進するとともに、環境整備を図っていく。	40%（女性の職員比率）	54.6%	A : 100～80%	平成28年度新規採用者22名のうち女性職員の採用は12名であった。	継続	職員課
4 - 1 - 3 - 2 市庁内における男女平等の徹底	男女共同参画社会形成研修の充実・研修実績の公表	男女共同参画社会形成研修の充実・研修実績の公表	男女共同参画の視点を踏まえ、組織内研修を実施するとともに、市町村職員研修所の男女共同参画社会形成研修に職員を派遣する。また、研修の実績を公表する。	40%（職員の男女共同参画社会形成研修受講率）	33.2%	A : 100～80%	市町村職員研修所の男女共同参画社会形成研修へ職員を派遣した。また、組織内研修として男女共同参画やワークライフバランスを考える女性のキャリアデザイン研修を実施した。	継続	職員課
	セクシュアル・ハラスメント研修の充実（再掲）		育児休業取得者の職場復帰に対する不安解消のため、育児休業取得者支援セミナーを実施する。	100%（育児休業取得者セミナーへの職員参加率）	100%（参加率）	A : 100～80%	育児休業取得者の職場復帰に対する不安解消のため、育児休業取得者支援セミナーを実施した。	継続	職員課
	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	性別に関係なく、役割の分担を継続して実施していく。現場作業等においては、複数で協力しあっていく。	随时	随时	A : 100～80%	性別・役割にとらわれない業務分担を実施した。	継続	各課
	旧姓使用選択制の継続	旧姓使用選択制の継続	新規採用職員をはじめとして、各職場へ制度の周知を図り、制度を継続していく。	随时	随时	A : 100～80%	制度周知を図り、制度運用を実施した。	継続	職員課
	男女平等推進条例の創設検討	男女平等推進条例の創設検討	各自治体の状況を参考に、男女平等推進条例の創設に向け検討していく。	随时	随时	A : 100～80%	各自治体の条例制定状況の把握に努めた。今後、制定済みの自治体の情報収集と調査を行い、検討を行う。	継続	協働推進課
	男女共同参画審議会の常設化の検討	男女共同参画審議会の常設化の検討	次期計画策定時に男女共同参画審議会を設置するが、策定以降も審議会を継続し常設することを検討する。	随时	随时	B : 80未満～60%	各自治体の審議会常設化の状況把握に留まっており、検討までには至っていない。	継続	協働推進課

## 第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 2 ともに助け合う地域づくりの推進 > (1) 地域活動への男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
4-2-1-1 地域活動の推進	地域活動情報の提供	地域活動情報を広報紙・ホームページへ取り上げる。	地域の活動が寄せられた際には、取材を実施し「まちの話題」のコーナーに取り上げていく。	年24回	年26件	A : 100～80%	広報紙の15日号で「市民のひろば」のコーナーを設けており、市民活動情報を市内へ周知している。	継続	秘書広報課
	生きがい対策の充実	高齢者を対象とした講座等を開催し、学習や仲間作りをすすめる。	講座終了後のサークル化や地域活動への参加促進やに向けた支援を各公民館で実施する。	3館で実施	「寿生きがいひろば」5コース41回、延べ参加者867人 「人生うたい語りのつどい」1回、参加者162人	A : 100～80%	各館で「寿生きがいひろば」として、合唱、ボーダード織り、カントリーラインダンス、大人のぬり絵、エッセイ入門の5コースを実施。3館合同の「人生うたい語りのつどい」で寿生きがいひろば活動の成果を発表した。大人のぬり絵はサークル化に繋がった。	継続	公民館
	社会教育活動、地域活動への参加の推進	親と子が共に1日を過ごすこと目的とした家庭の日の推進・啓発及び青少年の健全育成を目的に、青少年育成地区委員長会主催事業（「輝きフェスティバル」「軽スポーツ&とん汁会」など）を支援する。	5月に輝きフェスティバル、11月に軽スポーツ&とん汁会を実施する。	年間合計6,000人 (参加者数)	6,200人	A : 100～80%	輝きフェスティバル H29年5月21日（日）に実施 約5,000人参加 軽スポーツ&とん汁会 H29年11月19日（日）に実施 約1,200人参加	継続	生涯学習推進課

### 2 ともに助け合う地域づくりの推進 > (2) 地域防災への男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況(取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
4-2-2-1 防災意識の醸成	自主防災リーダー講習会の実施	地域防災を担う自主防災組織のリーダーを対象に、年に1回講習会を実施。（対象：1地区2名×32地区=64名）	自主防災組織へ参加の呼びかけをする際に、女性の参加を推進して、参加率を上げる。	50%（講習会全参加者に対する女性の割合）	46.9% (参加者49名のうち女性23名)	A : 100～80%	各自主防災組織へ講習会の参加依頼をする際に、女性の積極的な参加を呼び掛けている。	継続	安全安心まちづくり課
	ふっさ防災展の開催	阪神・淡路大震災を機に制定された「防災とボランティア週間」にあわせ、毎年開催。	各種災害対策を紹介する中で、女性に対する生活用品の備蓄についても紹介し、市民に広く周知する。	毎年開催	平成30年1月17日から19日の3日間で開催	A : 100～80%	女性に対する生活用品の備蓄等について紹介したほか、福生消防署女性防災の会に会場案内等を依頼し、女性の視点による防災対策の助言を実施した。	継続	安全安心まちづくり課
	避難所運営連絡会の開催	災害時に避難所となる市内小中学校10校において、年2回、避難所運営連絡会を開催する。	学校関係者・自主防災組織・市職員（避難所対応班）などで構成される避難所運営連絡会に、女性メンバーの参画を推奨して、災害時における男女性差のない避難所運営と備蓄品管理を行うための検討をして、災害に備える。	各避難所において、年2回開催	平成29年9月1日に全体会を開催。以降、各避難所単位で随時開催	A : 100～80%	避難所運営マニュアルの記載内容について検討をする中で、女性視点での避難所運営のあり方や、必要となる備品等について意見交換を行った。	新規	安全安心まちづくり課

## 第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 3 困難を抱える男女への支援 > (1)ひとり親家庭や性的少数者等への支援

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	29年度目標	32年度までの目標値	29年度実績(数値等)	達成度(29年度)	進捗状況 (取組内容・改善点・方向性等)	行動計画区分	担当課
4-3-1-1 ひとり親家庭への就労相談・支援の充実	ひとり親家庭への就労相談・支援の充実	生活及び家事援助サービスの充実を図る。	生活及び家事援助サービスの充実と利用の促進を図っていく。	21世帯（ひとり親に対する家事サービス事業への登録世帯数）	15世帯 (平成29年度目標値17世帯)	A：100～80%	ひとり親家庭の生活の安定に向け、広報等を活用し利用の促進を図った。また、要綱改正を行い利用できる対象者を拡大した。今後、手当の申請時や現況届時の対面での案内をさらに充実していく。	継続	子ども育成課
		母子・父子自立支援員による相談業務を実施する。	就労に必要な資格・技術・知識の習得のために要した費用の一助助成を行う。また、就労にあたって相談や情報提供等を行う。	随時	1,073件	A：100～80%	就労に必要な技術・知識の習得機会の相談等情報提供を行った。	継続	子ども家庭支援課
4-3-1-2 性的少数者に配慮する意識の醸成	性的少数者に配慮した取組の実施	事業の実施にあたって、性的少数者に対する表現等に各課で配慮する。	性的少数者に配慮した取組を各課検討し、実施する。	随時	随時	A：100～80%	窓口対応においては、性的少数者に配慮した取組を行っている。また、性的少数者からの相談については、内容により関係機関へ繋いでいる。	継続	各課
	人権についての講座の実施（再掲）	人権意識の中から男女共同参画意識を高めるための講座等を実施します。	人権について考える機会となる講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)  保育室併設講座3コース48回の内10回 男女共同参画フォーラム1回	A：100～80%	保育室併設講座内で学習会を実施し、家庭や社会における男女共同参画や人権について考える機会を設定した。また、男女共同参画フォーラムで人権の視点から男女共同参画を考えあつた。	継続	公民館	